

携帯無線通信の中継を行う無線局の技術的条件の検討におけるポイント

3. 9世代移動通信システムの小電力レピータ及び陸上移動中継局の技術的条件の検討は、調査の進め方(資料81-700/900移 1-5)に沿って検討を行うものであるが、次の事項を考慮の上、検討を行うこととする。

1 3. 9世代以降の移動通信システムの導入後も踏まえた技術基準とすること

小電力レピータは、屋内エリアを安価でかつ迅速に充実させることが目的であるため、キャリア毎に個別増幅させる仕様とはなっておらず、共通増幅の仕様となっている。なお、共通増幅の構造は、陸上移動中継局も同様である。

3. 9世代以降の移動通信システムが導入され、当該システムが3. 9世代移動通信システムの使用周波数と同じ周波数を使用する場合、3. 9世代移動通信システムの小電力レピータ及び陸上移動中継局は、当該システムの電波も受信・増幅・送信することとなる。

従って、小電力レピータ及び陸上移動中継局の技術基準を、現行と同様に基地局及び陸上移動局と同じ通信方式ごとに規定化すると、次の世代のシステムが導入される都度に技術基準を策定しなければならないことになる。

これを防ぐため、小電力レピータ及び陸上移動中継局の技術基準は、通信方式ごとの規定を改め、携帯無線通信の中継を行う無線局の技術基準とすることを想定しており、それに向けた必要な技術的条件を検討することとする。

2 第3世代移動通信システムの小電力レピータ及び陸上移動中継局も満足する技術的条件を探ること

3. 9世代移動通信システムの電波が送信された場合、既に設置されている第3世代移動通信システムの小電力レピータ及び陸上移動中継局は、1と同様に、3. 9世代移動通信システムの電波を受信・増幅・送信することとなる。

現在免許・運用されている第3世代移動通信システムの小電力レピータ及び陸上移動中継局は、各々約9.1万局及び約10万局であり、これらが3. 9世代移動通信システムの電波が送信された時点において技術基準に適合しなくなり使用できなくなることは現実的ではない。このため、携帯無線通信の中継を行う無線局の技術的条件の検討を進めるに当たっては、第3世代移動通信システムの小電力レピータ及び陸上移動中継局も満足する技術的条件を探ることを併せ行うこととする。